

2023年12月18日

電気ボイラー設置事業者 様

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会

「電気ボイラーの伝熱面積算定方法の見直しについて」のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則及びボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令が令和5年12月18日に公布され施行されました。

この改正に伴い、電気ボイラー設置事業場は、下記の対応が必要となりますので、お知らせします。

省令の円滑な施行のため、ご協力お願い致します。

敬具

記

【根拠となる通達】

令和5年12月18日付け 基発1218第1号

「労働安全衛生規則及びボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令の施行について」

【改正内容】

電気ボイラーの伝熱面積の算定方法の変更

「電力設備容量20キロワットを1平方メートルとみなして、その最大電力設備容量を換算した面積をもって算定する」とされておりましたが、この換算に用いる電力設備容量60キロワットを1平方メートルとみなすことに変更されました。

【設置事業場の対応】

- 1 電気ボイラーの伝熱面積の算定方法が変更となり、電気ボイラーについては、検査証の伝熱面積の修正手続きが必要となることから、所轄労働基準監督署へお問い合わせ頂き、検査証の修正をお願いします。
- 2 検査証の修正後については、当協会の伝熱面積のデータも修正する必要があることから、事務所へ検査証の写しの提出をお願いします。

以上